

別表3-4 156.025-162.025MHz帯海上移動無線通信業務の周波数表

チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
60	(m)	156.025	160.625		○	○	○
01	(m)	156.050	160.650		○	○	○
61	(m)	156.075	160.675		○	○	○
02	(m)	156.100	160.700		○	○	○
62	(m)	156.125	160.725		○	○	○
03	(m)	156.150	160.750		○	○	○
63	(m)	156.175	160.775		○	○	○
04	(m)	156.200	160.800		○	○	○
64	(m)	156.225	160.825		○	○	○
05	(m)	156.250	160.850		○	○	○
65	(m)	156.275	160.875		○	○	○
06	(f)	156.300		○			
2006	(r)	160.900	160.900				
66	(m)	156.325	160.925		○	○	○
07	(m)	156.350	160.950		○	○	○
67	(h)	156.375	156.375	○	○		
08		156.400		○			
68		156.425	156.425		○		
09	(i)	156.450	156.450	○	○		
69		156.475	156.475	○	○		
10	(h), (q)	156.500	156.500	○	○		
70	(f), (j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し			
11	(q)	156.550	156.550		○		
71		156.575	156.575		○		
12		156.600	156.600		○		
72	(i)	156.625		○			
13	(k)	156.650	156.650	○	○		
73	(h), (i)	156.675	156.675	○	○		
14		156.700	156.700		○		
74		156.725	156.725		○		
15	(g)	156.750	156.750	○	○		
75	(n), (s)	156.775	156.775		○		
16	(f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			

76	(n), (s)	156.825	156.825		○		
17	(g)	156.850	156.850		○	○	
77		156.875			○		
18	(m)	156.900	161.500		○	○	○
78	(m)	156.925	161.525		○	○	○
1078		156.925	156.925		○		
2078	(mm)		161.525		○		
19	(m)	156.950	161.550		○	○	○
1019		156.950	156.950		○		
2019	(mm)		161.550		○		
79	(m)	156.975	161.575		○	○	○
1079		156.975	156.975		○		
2079	(mm)	161.575	161.575		○		
20	(m)	157.000	161.600		○	○	○
1020		157.000	157.000		○		
2020	(mm)	161.600	161.600		○		
80	(wa), (y)	157.025	161.625		○	○	○
21	(wa), (y)	157.050	161.650		○	○	○
81	(wa), (y)	157.075	161.675		○	○	○
22	(wa), (y)	157.100	161.700		○	○	○
82	(wa), (x), (y)	157.125	161.725		○	○	○
23	(wa), (x), (y)	157.150	161.750		○	○	○
83	(wa), (x), (y)	157.175	161.775		○	○	○
24	(w), (ww), (x), (xx)	157.200	161.800		○	○	○
1024	(w), (ww), (x), (xx)	157.200					
2024	(w), (ww), (x), (xx)	161.800	161.800		○**		
84	(w), (ww), (x), (xx)	157.225	161.825		○	○	○
1084	(w), (ww), (x), (xx)	157.225					
2084	(w), (ww), (x), (xx)	161.825	161.825		○**		

25	(w), (ww), (x), (xx)	157.250	161.850		○	○	○
1025	(w), (ww), (x), (xx)	157.250					
2025	(w), (ww), (x), (xx)	161.850	161.850	○**			
85	(w), (ww), (x), (xx)	157.275	161.875		○	○	○
1085	(w), (ww), (x), (xx)	157.275					
2085	(w), (ww), (x), (xx)	161.875	161.875	○**			
26	(w), (ww), (x)	157.300	161.900		○	○	○
1026	(w), (ww), (x)	157.300					
2026	(w), (ww), (x)		161.900				
86	(w), (ww), (x)	157.325	161.925		○	○	○
1086	(w), (ww), (x)	157.325					
2086	(w), (ww), (x)		161.925				
27	(z), (zx)	157.350	161.950			○	○
1027	(z), (zz)	157.350	157.350		○		
2027*	(z)	161.950	161.950				
87	(z), (zz)	157.375	157.375		○		
28	(z), (zx)	157.400	162.000			○	○
1028	(z), (zz)	157.400	157.400		○		
2028*	(z)	162.000	162.000				
88	(z), (zz)	157.425	157.425		○		
AIS 1	(f), (l), (p)	161.975	161.975				
AIS 2	(f), (l), (p)	162.025	162.025				

* 2019年1月1日から第2027チャンネルはASM 1に指定され、第2028チャンネルはASM 2に指定される。

** このチャンネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。

一般的な注

(a) 主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事

する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用する場合には、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。

(b) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。

(c) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

(d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

(e) 25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R勧告M.1084に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルインターリーブを適用することができる。

- 1) この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャンネル(特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS1及びAIS2チャンネル)への影響並びにITU-R勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。
- 2) 12.5kHzチャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

(f) 156.3MHz(第06チャンネル)、156.525MHz(第70チャンネル)、156.8MHz(第16チャンネル)、161.975MHz(AIS1チャンネル)及び162.025MHz(AIS2チャンネル)の周波数は、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

(g) 第15及び第17チャンネルは、実効輻射電力が1Wを超えないこと及びこれらのチャンネルが主管庁が属する国の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

(h) 欧州海上地域及びカナダでは、第10、第67及び第73チャンネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

(i) 注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第09チャンネル)、156.625MHz(第72チャンネル)及び156.675MHz(第73チャンネル)とする。

(j) 第70チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

(k) 主に船舶相互間の航行安全通信のため、第13チャンネルは、航行安全通信用のチャンネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。

(l) これらのチャンネル(AIS1及びAIS2)は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R勧告M.1371に従う。

(m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。単一周波数の使用においては以下の条件が適用される。

- ー これらのチャンネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャンネルとして運用することができる。
- ー これらのチャンネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。
- ー 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。
- * 2019年1月1日から第2027チャンネルはASM 1に指定され、第2028チャンネルはASM 2に指定される。

(mm) これらのチャンネルによる送信は海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第2027*及び第2028*チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

- * 2019年1月1日から第2027チャンネルはASM 1に指定され、第2028チャンネルはASM 2に指定される。

(n) AISを例外として、第75及び第76チャンネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第16チャンネルへの有害な混信を避けるため、出力の1W以下への制限により全ての予防策をとるものとする。

(o) (未使用)

(p) これらのチャンネルは、船舶からのAISの送信を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第70チャンネルに有害な混信を与えることを避けるため全ての予防策をとるものとする。

(r) 海上移動業務においてこの周波数は、今後予定されるアプリケーションやシステム（例えば、新しいAISのアプリケーションや船外システムなど）の使用のために保留する。実験的な無線局を主管庁が認めた場合は、固定及び移動する無線局に対し有害な混信を与えないこと及び有害な混信を容認すること。

(s) 第75及び第76チャンネルは、船舶局からの長距離用AIS情報（メッセージ番号が27のもの：ITU-R勧告M.1371参照）を受信するために移動衛星業務（地球から宇宙）にも割り当てる。

(t) (未使用)

(u) (未使用)

(v) (未使用)

(w) 第一地域及び第三地域では、2016年12月31日まで157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）は、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、デジタル変調の発射に使用できる。デジタル変調の発射でこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している無線局に有害な混信を生じさせてはならず、当該無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2017年1月1日から157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）は、最新版のITU-R勧告M.2092に掲げるVHFデータ交換システム（以下「VDES」という。）の利用とする。これらの周波数帯は、影響を受ける主管庁との調整の対象となること及びデジタル変調を使用した海上移動業務の他の無線局に有害な混信を生じさせず、かつ当該無線局からの混信を容認することを条件に主管庁によって認められたものであってITU-R勧告M.1084に従ってアナログ変調に使用することができる。

(wa) 第一地域及び第三地域では、2016年12月31日まで影響を受ける主管庁との調整に従うことを

条件として、157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当）は、デジタル変調の発射に使用することができる。これらのチャンネル又は周波数帯をデジタル変調の発射に使用する無線局は、無線通信規則第5条に従い運用している他の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。また、他の無線局からの保護を要求してはならない。

2017年1月1日から157.025-157.100MHz及び161.625-161.700MHzの周波数帯（第80、第21、第81及び第22チャンネルに相当）は隣接する複数の25kHz幅のチャンネルを統合して、157.150-157.175MHz及び161.750-161.775MHzの周波数帯（第23及び第83チャンネルに相当）は隣接する2つの25kHz幅のチャンネルを統合して、最新版のITU-R勧告M.1842に掲げるデジタルシステムに使用することができる。また、157.125MHz及び161.725MHzの周波数帯（第82チャンネルに相当）は、最新版のITU-R勧告M.1842に掲げるデジタルシステムに使用することができる。

157.025-157.175MHz及び161.625-161.775MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当）は、デジタル変調の発射に使用する他の海上移動業務の局からの混信を容認すること及び影響を受ける主管庁との調整の対象になることを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に掲げるアナログ変調も使用することができる。

(ww) 第二地域では、157.200-157.325MHz及び161.800-161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）は、ITU-R勧告M.1842に従ったデジタル変調に割り当てる。

カナダ及びバルバドスでは、2019年1月1日から影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.200-157.275MHz及び161.800-161.875MHzの周波数帯（第24、第84、第25及び第85チャンネルに相当）は、最新版のITU-R勧告M.2092に掲げるデジタル変調の発射に使用することができる。

(x) 2017年1月1日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエにおいて、157.125-157.325MHz及び161.725-161.925MHzの周波数帯（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。同日から中華人民共和国において、157.150-157.325MHz及び161.750-161.925MHzの周波数帯（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。

(xx) 2019年1月1日から第24、第84、第25及び第85チャンネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に掲げる地上系VDESを運用するために、帯域幅が100kHzである単一の複信チャンネルを形成するように統合して使用することができる。

(y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして割り当てることができる。

(z) 2018年12月31日までこれらのチャンネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来のAISアプリケーションのテストに使用することができる。

2019年1月1日からこれらのチャンネルは、2つの単信チャンネルにそれぞれ分割される。ASM1及びASM2として指定される第2027及び第2028チャンネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に掲げるアプリケーション関連メッセージ（ASM）に使用される。

(zx) アメリカ合衆国では、これらのチャンネルは船舶局と海岸局との間の公衆通信を目的とした通信に使用される。

(zz) 2019年1月1日から第1027、第1028、第87及び第88チャンネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャンネルとして使用される。

別表3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) アナログ変調方式の周波数表

156.75MHz	156.85MHz
457.525MHz	457.55MHz 457.575MHz
467.6MHz	467.6125MHz 467.625MHz

(2) デジタル変調方式の周波数表

457.515625 MHz	457.521875 MHz	457.528125 MHz	457.534375 MHz
457.540625 MHz	457.546875 MHz	457.553125 MHz	457.559375 MHz
457.565625 MHz	457.571875 MHz	457.578125 MHz	457.584375 MHz
467.515625 MHz	467.521875 MHz	467.528125 MHz	467.534375 MHz
467.540625 MHz	467.546875 MHz	467.553125 MHz	467.559375 MHz
467.565625 MHz	467.571875 MHz	467.578125 MHz	467.584375 MHz

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表5 航空機地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表6-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz及び1252.0125MHz並びに1216.5125MHz及び1252.5125MHzは、周波数制御用チャンネルとする。
1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは、周波数制御用チャンネルとする。

別表6-2 移動体識別用無線局の周波数表

916.7-920.9MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916.8MHz 918MHz 919.2MHz 920.4MHz 920.6MHz 920.8MHz
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.5MHz 920.7MHz
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz	

別表7-1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

154.44375MHz	154.45MHz	154.45625MHz	154.4625MHz	154.46875MHz	154.47MHz
154.475MHz	154.48125MHz	154.4875MHz	154.49MHz	154.49375MHz	154.5MHz
154.50625MHz	154.51MHz	154.5125MHz	154.51875MHz	154.525MHz	154.53MHz
154.53125MHz	154.5375MHz	154.54375MHz	154.55MHz	154.55625MHz	154.5625MHz
154.56875MHz	154.57MHz	154.575MHz	154.58125MHz	154.5875MHz	154.59MHz
154.59375MHz	154.6MHz	154.60625MHz	154.61MHz	154.6125MHz	
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表7-2 347.7-351.9MHz帯簡易無線局の周波数表

348.5625MHz	348.575MHz	348.5875MHz	348.6MHz	348.6125MHz	348.625MHz
348.6375MHz	348.65MHz	348.6625MHz	348.675MHz	348.6875MHz	348.7MHz
348.7125MHz	348.725MHz	348.7375MHz	348.75MHz	348.7625MHz	348.775MHz
348.7875MHz	348.8MHz				

別表 7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-4 50GHz帯簡易無線局の周波数表

50.44GHz 50.45GHz 50.46GHz 50.47GHz 50.48GHz 50.49GHz 50.5GHz 50.51GHz
50.52GHz 50.53GHz 50.54GHz 50.55GHz 50.56GHz 50.57GHz 50.58GHz 50.59GHz
50.6GHz 50.61GHz 50.62GHz
50.94GHz 50.95GHz 50.96GHz 50.97GHz 50.98GHz 50.99GHz 51GHz 51.01GHz
51.02GHz 51.03GHz 51.04GHz 51.05GHz 51.06GHz 51.07GHz 51.08GHz 51.09GHz
51.1GHz 51.11GHz 51.12GHz

別表 8-1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

27.12MHz 40.68MHz

2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz
40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz
72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz 72.75MHz 72.76MHz 72.77MHz
72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz 72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz
73.25MHz 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz 73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz

別表 8-2 市民ラジオの無線局の周波数表

26.968MHz 26.976MHz 27.04MHz 27.08MHz 27.088MHz 27.112MHz 27.12MHz 27.144MHz
--

別表 8-3 コードレス電話の無線局の周波数表

253.8625MHz以上254.9625MHz以下の周波数であって、253.8625MHz及び253.8625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
380.2125MHz以上381.3125MHz以下の周波数であって、380.2125MHz及び380.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-4 小電力セキュリティシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz 2484MHz				
5150MHzを超え5350MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19MHz以下の無線設備	5170MHz*	5180MHz	5190MHz*	5200MHz
		5210MHz*	5220MHz	5230MHz*	5240MHz
		5260MHz	5280MHz	5300MHz	5320MHz
	占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下の無線設備	5190MHz	5230MHz	5270MHz	5310MHz
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5210MHz	5290MHz		
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5250MHz			
5470MHzを超え5725MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19.7MHz以下の無線設備	5500MHz	5520MHz	5540MHz	5560MHz
		5580MHz	5600MHz	5620MHz	5640MHz
		5660MHz	5680MHz	5700MHz	
	占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	5510MHz	5550MHz	5590MHz	5630MHz
		5670MHz			
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5530MHz	5610MHz		
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5570MHz			
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの				
60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	61.5GHz				

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1895.616MHz以上1904.256MHz以下の周波数であって、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの
1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1915.55MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

5.815GHz 5.820GHz 5.825GHz 5.830GHz 5.835GHz 5.840GHz 5.845GHz
--

別表 8-9 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

5.775GHz 5.780GHz 5.785GHz 5.790GHz 5.795GHz 5.800GHz 5.805GHz
--

別表 8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備		313.625MHz
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
		449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHzを	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

超え8.5kHz以下の無線設備		び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャンネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備		426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
915.9-928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する五の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

	連続する三の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する五の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であって、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャンネルとする。

別表9-2 医療用テレメータ用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	420.05MHz以上421.0375MHz以下の周波数であって、420.05MHz及び420.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	424.4875MHz以上425.975MHz以下の周波数であって、424.4875MHz及び424.4875MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	429.25MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.25MHz及び429.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	440.5625MHz以上441.55MHz以下の周波数であって、440.5625MHz及び440.5625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5125MHz以上445.5MHz以下の周波数であって、444.5125MHz及び444.5125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が	448.675MHz以上449.6625MHz以下の周波数であって、448.675MHz及び448.675MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	420.0625MHz以上421.0125MHz以下の周波数であって、420.0625MHz及び420.0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	424.5MHz以上425.95MHz以下の周波数であって、424.5MHz及び424.5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	429.2625MHz以上429.7125MHz以下の周波数であって、429.2625MHz及び429.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	440.575MHz以上441.525MHz以下の周波数であって、440.575MHz及び440.575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	444.525MHz以上445.475MHz以下の周波数であって、444.525MHz及び444.525MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	448.6875MHz以上449.6375MHz以下の周波数であって、448.6875MHz及び448.6875MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	420.075MHz以上420.975MHz以下の周波数であって、420.075MHz及び420.075MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5125MHz以上425.9125MHz以下の周波数であって、424.5125MHz及び424.5125MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	429.275MHz以上429.675MHz以下の周波数であって、429.275MHz及び429.275MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	440.5875MHz以上441.4875MHz以下の周波数であって、440.5875MHz及び440.5875MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5375MHz以上445.4375MHz以下の周波数であって、444.5375MHz及び444.5375MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が32kHzを超え64kHz以下の無線設備	448.7MHz以上449.6MHz以下の周波数であって、448.7MHz及び448.7MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	420.1MHz以上420.9MHz以下の周波数であって、420.1MHz及び420.1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5375MHz以上425.8375MHz以下の周波数であって、424.5375MHz及び424.5375MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	429.3MHz以上429.6MHz以下の周波数であって、429.3MHz及び429.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	440.6125MHz以上441.4125MHz以下の周波数であって、440.6125MHz及び440.6125MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が64kHzを超え320kHz以下の無線設備	444.5625MHz以上445.3625MHz以下の周波数であって、444.5625MHz及び444.5625MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	448.725MHz以上449.525MHz以下の周波数であって、448.725MHz及び448.725MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	420.3MHz 420.8MHz 424.7375MHz 425.2375MHz
	425.7375MHz 429.5MHz 440.8125MHz 441.3125MHz
	444.7625MHz 445.2625MHz 448.925MHz 449.425MHz

別表9-3 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

401.5MHz 403.5MHz 405.5MHz

2 体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

403.65MHz

別表 9-4 国際輸送用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

433.92MHz

別表 9-5 無線呼出用特定小電力無線局の周波数表

429.75MHz 429.7625MHz 429.775MHz 429.7875MHz 429.8MHz

別表 9-6 ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

74.58MHz 74.64MHz 74.70MHz 74.76MHz
322.025MHz以上322.15MHz以下の周波数であって、322.025MHz及び322.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
322.25MHz以上322.4MHz以下の周波数であって、322.25MHz及び322.25MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに 125kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-7 補聴援助用ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が20kHz以下の無線設備	75.2125MHz以上75.5875MHz以下の周波数であって、75.2125MHz及び75.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が20kHzを超え30kHz以下の無線設備	75.225MHz以上75.575MHz以下の周波数であって、75.225MHz及び75.225MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	169.4125MHz以上169.7875MHz以下の周波数であって、169.4125MHz及び169.4125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	75.2625MHz以上75.5125MHz以下の周波数であって、75.2625MHz及び75.2625MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの
	169.4375MHz以上169.75MHz以下の周波数であって、169.4375MHz及び169.4375MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	421.578125MHz以上421.803125MHz以下の周波数であって、421.578125MHz及び421.578125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz及び440.253125MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	421.809375MHz以上421.909375MHz以下の周波数であって、421.809375MHz及び421.809375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの
	422.053125MHz以上422.190625MHz以下の周波数であって、422.053125MHz及び422.053125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz及び422.190625MHzは周波数制御用チャンネルとする。

	422.196875MHz以上422.296875MHz以下の周波数であって、422.196875MHz及び422.196875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であって、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	421.8125MHz以上421.9125MHz以下の周波数であって、421.8125MHz及び421.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの
	422.05MHz以上422.1875MHz以下の周波数であって、422.05MHz及び422.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.1875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	422.2MHz以上422.3MHz以下の周波数であって、422.2MHz及び422.2MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	413.7MHz以上414.14375MHz以下の周波数であって、413.7MHz及び413.7MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-9 音声アシスト用無線電話用特定小電力無線局の周波数表

75.8MHz

別表 9-10 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

1 周波数ホッピング方式を使用するもの

2441.75MHz

2 1以外のもの

916.7-923.5MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916.8MHz、918MHz若しくは919.2MHz又は920.4MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.4MHz及び920.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.5MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.5MHz及び920.5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz以上923.2MHz以下の周波数であって、920.6MHz及び920.6MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920.7MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.7MHz及び920.7MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz	920.8MHz以上923MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

	以下の無線設備	もの
2425-2475MHz 帯の周波数の 電波を使用す る無線設備	2448.875MHz	

別表 9-11 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz 76.5GHz 79GHz

別表 9-12 移動体検知センサー用特定小電力無線局の周波数表

10.525GHz* 24.15GHz

* この周波数の使用は、屋内に限る。

別表 9-13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅 が5.8kHz以下の 無線設備	142.934375MHz以上142.984375MHz以下の周波数であって、142.934375MHz 及び142.934375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを 加えたもの
占有周波数帯幅 が5.8kHzを超え 11.6kHz以下の無 線設備	142.9375MHz以上142.98125MHz以下の周波数であって、142.9375MHz及び 142.9375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加えた もの
占有周波数帯幅 が11.6kHzを超え 17.4kHz以下の無 線設備	142.940625MHz以上142.978125MHz以下の周波数であって、142.940625MHz 及び142.940625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

